意見公募の結果

1 意見公募の題名

金沢市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定基準案について

2 指定基準案の公示日

平成 28年 11月 17日

3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

	提出意見	意見を考慮した結果及びその理由
1	基準緩和型の指定基準については、設備も人員も要件が緩すぎて安全面やケアの質に対して不安を感じる。また、個別サービス計画書の作成も「必要に応じて」で良いというのは問題である。しかも、加算を算定する場合は作成が必要となっているが、加算の算定有無に関わらず利用者支援にとって個別サービス計画の策定は必須なことであると考える。	個別サービス計画の取扱いは国のガイドラインに沿ったものです。
2	「提供拒否の禁止」について、基準緩和型に規定がないのはなぜか？医療や介護といった公的な社会保障においては、ニーズのある人へのサービス提供が確実なものとなるために「提供拒否の禁止」規定を設けることは原則である。サービス提供側が専門職ではないゆえ、あらゆるニーズに対応できないことの裏返しが「提供拒否の禁止」規定無しということなのか。介護保障における「基準緩和型」サービスである以上、現行相当サービス同様規定は設けるべきと考える。	提供拒否の禁止の条項については、国のガイドラインに沿ったものです。
3	「基準緩和型」訪問介護サービスの人員について、従事する人の数は「必要数」とだけ書かれてあるが、それで本当に事業をまわしていけるのか疑問である。	基準緩和型訪問サービスの従事者の人員については、国のガイドラインに沿ったものです。
4	通所Aの運営における計画書作成の部分ですが、そもそも加算を算定する場合にはそれに応じた計画書や記録（運動器機能向上実施計画書、アセスメント記録、実施記録など）が必須になっているはずであるので、あえて個別サービス計画の作成を必須とする必要はないのではないか？そもそも通所Aは運動中心のサービスを想定しているはずであるので、個別サービス計画書と運動器機能向上実施計画書の内容はほぼ重複したものになるはずである。 記載としては、 （原案）必要に応じて個別サービス計画の作成。加算を算定する場合、個別サービス計画の作成必要。 ↓ （私案）必要に応じて個別サービス計画の作成。加算を算定する場合、各加算に応じた計画書、記録の作成必要。 でよいのではないか？個別サービス計画書＋各加算の計画書や記録となると事務作業が飛躍的に増加してしまいます。	現在の介護予防通所介護では、例えば運動器機能向上加算を算定する際には、介護予防通所介護計画に加えて、運動器機能向上計画の作成が必要とされています。基準緩和型通所サービスにおいても、加算を算定する際には、介護予防支援事業者が作成するケアプランと整合性が図られた個別サービス計画を作成した上で、各加算に必要な計画書の作成を必要としています。 なお、現在の介護予防通所介護で、運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとされていることから、総合事業においても同様の取扱いとするものです。
5	訪問型サービスAの訪問事業責任者において、非常勤でもよいのではないか。	訪問サービスは通所サービスと違い、一律のサービス提供時間が決まっていないため、営業時間中に利用者の連絡や相談に応じるには、短時間の勤務が想定される非常勤ではなく常勤とするものです。